

日本語適応指導支援等業務委託 事業候補者選考 【第一次審査結果】

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者					事務局	合計	
			I	II	III	IV	V			
1 基本事項の評価										
1	資格要件 (取得資格)	管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。	10	事務局採点欄					50	50
2	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。	20						100	100
3	専任性 (手持ち業務量)	担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。	10						10	10
4	実施体制の的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)	期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。	10						50	50
第一次審査 小計①			50						210	210
2 企画提案の評価										
(1) 配置計画及びスケジュールについて【様式6】										
ア	企画提案書の内容	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か	30	24	24	18	18	18	102	
(2) 日本語適応指導について【様式7】①										
ア	日本語適応指導の理念	日本語適応指導業務の趣旨を踏まえ、独自性があり、効果の期待できる提案がなされているか	30	30	24	24	18	24	120	
(3) 日本語適応指導員の採用について【様式7】②③										
ア	日本語適応指導員の保有、対応できる言語及び雇用形態	事業実施のための適切な人材を配置できる体制となっているか	10	8	6	8	6	8	36	
イ	日本語適応指導員の採用	事業実施のための適切な人員を採用できる体制が整えられているか	10	8	6	8	6	8	36	
(4) 業務従事に対する評価について【様式7】④										
ア	業務従事に対する評価	日本語適応指導の業務従事に対する勤務評価が適切であるか	10	8	6	6	6	6	32	
(5) 日本語適応指導員の研修について【様式7】⑤										
ア	日本語適応指導員に対する研修	日本語適応指導員に対する研修の内容と体制が、効果の期待できるものとなっているか	20	16	12	16	12	16	72	
(6) 学校や教育委員会事務局との連携について【様式7】⑥										
ア	学校や教育委員会事務局との連携	学校や教育委員会事務局との円滑な連携が可能な体制が確保されているか	20	20	16	12	12	16	76	
(7) 緊急時対応について【様式7】⑦										
ア	急な欠員	日本語適応指導員の急な欠員が発生した場合、迅速な対応が可能な体制が確保されているか	10	10	8	6	6	6	36	
イ	児童・生徒・教員・保護者との間のトラブル	児童・生徒や教員、保護者との間にトラブルが発生した場合、適切な対応が可能な体制が確保されているか	10	10	6	6	6	6	34	
ウ	業務中の事故	業務中に日本語適応指導員が関係する事故が発生した場合、迅速な対応が可能な体制が確保されているか	10	10	8	8	6	6	38	
エ	緊急時対応・危機管理の対策・指導	日本語適応指導員に対する緊急時対応・危機管理等の対策・指導が適切か	10	10	8	4	6	6	34	
(8) 効果検証について【様式7】⑧										
ア	効果検証方法	日本語適応指導員による効果検証方法が的確か	10	10	8	8	6	8	40	
第一次審査 小計②			180	164	132	124	108	128	656	
3 見積額の評価										
1	見積額	・参考事業規模に対する見積額により採点	20	事務局採点欄					100	100
第一次審査 小計③			20						100	100
合計(小計①+②+③)			250						966	966

事務局採点配点	310
----------------	------------

加算項目

区内事業者優遇	区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0
ワーク・ライフ・バランス推進の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0
障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0
環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算 複数の認定を得ている場合はいずれかについて加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0
災害協定活動の評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算	事務局採点配点の5%	該当しない	0

第一次審査合計(加算項目含む)	966
------------------------	-----